

平成28年度 特別支援教育総合推進事業 第1回石狩管内特別支援連携協議会の概要



平成28年度第1回石狩管内特別支援連携協議会を7月11日（月）に道庁別館10階労働委員会会議室において開催しましたので、その概要をお知らせします。

本協議会では、はじめに、事務局から「平成28年度特別支援教育総合推進事業」「校内研修プログラム『活用事例集』」「実践事例集」「早期からの教育相談・支援体制構築事業」等について説明を行いました。

その後、市町村における教育と保健・福祉部局との連携について協議を行いました。

【平成28年度 石狩管内の特別支援教育推進の重点】

「発達障がい支援成果普及事業」を踏まえた教育と保健・福祉部局との連携の充実
～学校及び市町村教育委員会における保健・福祉部局と連携した取組の推進～

<協議の柱>

「発達障がい支援成果普及事業」の成果の普及の在り方について

各委員からの意見

【小学校から】

入学後においても学校と教育委員会、保健・福祉部局が情報共有し、適切な支援を行っていくことが大切である。本事業の成果を普及し、各市町村において成果を踏まえた取組を推進する必要がある。

【中学校から】

小・中学校間の引継ぎが進んできているが、関係機関との連携は十分とはいえない。本事業の成果を普及することにより、教育と保健・福祉部局と連携した支援の有効性を周知する必要がある。

【高等学校から】

発達障がい等の生徒の就労においては、関係機関との連携がこれまで以上に重要になってくる。本事業において、「個別の教育支援計画」を活用した支援の有効性を周知する必要がある。

【特別支援学校から】

特別支援教育に関する制度に動きがある中で、教育と保健・福祉部局との連携は、これまで以上に重要になってくる。本事業の成果を普及し、各市町村において実効性のある取組につなげる必要がある。

【関係機関から】

- 保健所：障がいのある子どもを育てている保護者は、養育の疲れから気持ちが不安定になり、うまく子育てができなくなっているケースが見られる。このような保護者を支援する際に、学校だけではなく、保健・福祉部局との連携した支援を行っていく必要がある。
- ハローワーク：義務教育段階から高等学校へ、子どもの困り感を引き継ぎ、学校での支援の状況を把握することにより、就労につなげることができる。本事業において、「個別の教育支援計画」を活用した引継ぎの有効性を周知する必要がある。

<確認されたこと>

特別支援教育がスタートして10年が経過し、教員養成段階でのカリキュラムの成果もあり、教師の専門性については、質・量ともに向上し、その結果、教員に知識や支援の態度が身に付いてきている。これからの支援は、合理的配慮に基づいた支援が必要である。合理的配慮では、指導者側からの配慮と当事者側からの配慮をバランスよく行うことが大切である。

「発達障がい支援成果普及事業」においては、市町村における早期からの教育相談・支援体制の充実を図ることが目的であるが、当事者側にとって意義のあるものにしていくことが大切である。本事業の成果を普及するためには、リーフレット等を作成し、事業の成果を伝えていく必要があるが、その際には、当事者側の視点を踏まえて、どのような人が読んでも理解できるよう内容を整理する必要がある。